

1 調査の名称

市町村消費生活相談件数等調査

2 調査の目的

本調査は、高知県内の消費生活状況の実態を把握し、県及び市町村で消費者被害防止への対応を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 高知県全域

(2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)
市町村及び幡多広域消費生活センター

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 35 (34市町村+1カ所)

(2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出 有意抽出)

高知県内の市町村及び幡多広域消費生活センターのリストによる全数調査

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は別添の調査票を参照)

①消費生活相談件数

②相談区分等の相談情報

(2) 基準となる期日又は期間

毎年4月から翌年3月までの1年間について、第1四半期(4～6月)、第2四半期(7～9月)、第3四半期(10～12月)及び第4四半期(翌年1～3月)に区分し、四半期ごとの3か月間

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統 高知県一報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

県から報告者に直接メールにより報告を求める。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、毎年7月、10月、1月、4月のそれぞれ20日